

令和元年度

第8回千葉市農業委員会総会議事録

千葉市農業委員会

千葉県農業委員会総会議事録

令和元年11月14日、千葉県農業委員会会長 長谷部 衡平は、令和元年度第8回千葉県農業委員会総会を千葉中央コミュニティセンター8階千鳥・海鷗に招集した。

<会議に付した議案>

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	4件
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請について	2件
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請について	16件
議案第4号	相続税の納税猶予に関する特例農地の利用状況確認について	3件
議案第5号	生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願について	1件
議案第6号	千葉県農用地利用計画(案)の意見について	11件
議案第7号	農用地利用配分計画(案)の意見について	2件
報告第1号	農地法第3条の3の規定による届出について	3件
報告第2号	農地法第4条第1項第7号の規定による届出について	5件
報告第3号	農地法第5条第1項第6号の規定による届出について	42件
報告第4号	農地法第5条の規定による許可処分の取消願について	4件
報告第5号	農地法第18条第6項の規定による通知について	2件
報告第6号	地目変更登記に係る照会に対する回答について	7件
報告第7号	現況確認書(非農地証明)について	1件

<出席委員> (17名)

1番 石井一也	2番 市原律子
3番 横山清亮	4番 小川友安
5番 清宮惠理子	6番 齊藤憲次
7番 浅川政明	8番 長谷川秀明
9番 高橋芳和	10番 竹下洋一
11番 秋庭重樹	12番 中村浩道
13番 西郡高夫	14番 伊原茂久(職務代理者)
15番 齊藤元治	16番 長谷部 衡平(会長)
17番 梶本 泉	

<事務局説明員>

事務局長	松浦良恵	次長	岡本茂之
次長補佐	橘 菌 俊 朗	農地利用最適化推進班長	福 島 悟
農地保全班長	原 田 賢 一	農地審査班長	江 上 章 子
農地指導班長	根 本 幸 枝		

開 会 （ 午前10時00分 ）

議 長
(長谷部会長)

ただいまより、令和元年度第8回千葉市農業委員会総会を開会いたします。

お手元の会議日程に従いまして、進行させていただきます。

本日の出席委員は、17人中17人で総会は成立しております。

それでは、議事に入ります。

はじめに、日程第1「議事録署名人の選出」ですが、議席番号順となっておりますので、私より指名いたします。

議席番号 2番 市原 律子 委員

議席番号 3番 横山 清亮 委員

のご両名にお願いいたします。

続きまして、日程第2 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。

事前審査第2班班長、ご説明をお願いします。

事前審査第2班
(槇本班長)

ご説明いたします。

議案第1号第1項です。

本案件は、第2項と一体案件ですので、一括してご説明いたします。

議案書の1ページをご覧ください。

お手元の資料1ページから3ページをご参照ください。

本案件は、権利者であります東京都中央区に所在する法人が、義務者であります緑区越智町に在住の方外1名が所有する緑区越智町の農地を、新規就農のため所有権を移転するものです。

面接した法人によりますと、苗の仕入先企業より継続的な技術支援を受けることで、生産収益の向上を目指し、将来の規模拡大を視野に入れて取り組むとのことでした。

申請地の取得後の作目は、榊を予定しております。

なお、第2項の農地の上部では、営農型太陽光発電事業が行われており、本件権利者の関連会社が、平成30年12月に一時転

用許可を受けております。

農地の耕作権は所有者である義務者の方にありましたが、本件申請において、権利者に移転しようとするものです。

次に議案第1号第3項です。

本案件は、次の第4項と一体案件ですので、一括してご説明いたします。

お手元の資料4ページから6ページをご参照ください。

本案件は、権利者であります千葉県いすみ市岬町和泉在住の方が、義務者であります千葉縣市原市瀬又に在住の方外1名が所有する緑区平川町の農地を、新規就農のため所有権を移転するものです。

面接した権利者によりますと、千葉県いすみ市で農業次世代人材投資資金の交付を受けながら営農中でしたが、営農条件の良い千葉市に転居し、自宅から近く耕作に便利な申請地を取得したいとのことでした。

申請地の取得後の作目は、アスパラガス、ニンジン等を予定しております。

事前審査第2班としましては、農地法第3条第2項各号の「全部効率利用要件」、「農作業の常時従事要件」、「下限面積要件」及び、「地域調和要件」等に適合しており、許可要件の全てを満たしているものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。

説明は以上でございます。

議長
(長谷部会長)

ありがとうございました。

ただいまの、事前審査第2班班長の説明について、質問、意見等がございましたら、挙手をもってお願いします。

清宮委員

第1項に記載の自社施設は具体的にどのようなことをしているのか、分かっている範囲で教えてください。

事務局

本法人の関連である太陽光発電事業を行っている法人の施設を指すものと思われます。

関連会社と相互に連携しながら事業を行うと聞いています。

浅川委員	第1項の農地の売買価格がかなり安いと思います。
事務局	事前審査会でも同様の質問がありまして、法人からの回答を頂いているのですが、地主側が買い手を探しているという状況だったので、価格についてはかなり低い金額で合意できたという風に聞いております。
清宮委員	第3項、第4項の営農計画の各野菜の単価が結構高いなという風に思いました。 この計画は何に基づいて出されていたのか分かれば教えてくださいたいと思います。
事務局	営農計画書については、農政センターでの指導を受けており、今後、営農指導を継続していく中で見守りをするようになると思います。
議長 (長谷部会長)	他に質問、意見等ないようですので、採決いたします。 事前審査第2班班長の説明のとおり、許可することに賛成の方は、挙手願います。
議場	———— 挙手 ————
議長 (長谷部会長)	賛成全員でございますので、議案第1号は、許可と決定いたします。
議長 (長谷部会長)	次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程いたします。 事前審査第2班班長、ご説明をお願いします。
事前審査第2班 (橋本班長)	ご説明いたします。 議案第2号第1項です。 議案書の3ページをご覧ください。 お手元の資料7ページをご参照ください。 本案件は、貸駐車場用地とするものです。 申請地は、千葉都市モノレール小倉台駅から北に約800メートルに位置する農地です。

農地区分は、駅から1キロメートル以内の農地であることから、第2種農地と判断しました。

被害防除は、ブロックを設置し、土砂の流出を防止します。
排水については、雨水を自然浸透で処理します。

次に第2項です。

議案書の3ページをご覧ください。

お手元の資料8ページをご参照ください。

本案件は、貸駐車場用地とするものです。

申請地は、千葉北インターチェンジから北東に約1.5キロメートルに位置する農地です。

農地区分は、市街地の区域等から500メートル以内の農地で、10ヘクタール未満の広がりであることから、第2種農地と判断しました。

排水については、雨水を自然浸透で処理します。

事前審査第2班としましては、申請内容等に特に問題は無いものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。

説明は以上でございます。

議長
(長谷部会長)

ありがとうございました。

ただいまの、事前審査第2班班長からの説明について、質問、意見等ありましたら、挙手をお願いいたします。

議場

——— 質問・意見等なし ———

議長
(長谷部会長)

質問、意見等ないので、採決いたします。

事前審査第2班班長の説明のとおり、許可することに賛成の方は、挙手願います。

議場

——— 挙手 ———

議長
(長谷部会長)

賛成全員でございますので、議案第2号は、許可と決定いたします。

議長

次に議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請につい

(長谷部会長)

て」を上程いたします。

事前審査第2班班長、ご説明をお願いします。

事前審査第2班
(橋本班長)

ご説明いたします。

議案第3号ですが、第1項から第13項につきましては、現地調査を実施いたしましたので、その結果も併せてご説明いたします。

第1項です。

本案件は、第2項と一体案件ですので、一括してご説明いたします。

議案書4ページをご覧ください。

お手元の資料は9ページから11ページをご参照ください。

資料は位置図、公図、土地利用計画図を添付しております。

本案件は、特別養護老人ホーム用地とするため、所有権を移転するものです。

申請土地は、JR都賀駅から北西に約1キロメートルに位置する農地です。

農地区分は、市街地の区域等から500メートル以内の農地で、10ヘクタール未満の広がりであることから、第2種農地と判断しました。

現況は休耕地で、周辺は農地と住宅が混在しております。

被害防除は、ブロックを設置し、土砂の流出を防止します。

排水については、汚水は污水管に接続し、雨水は貯留槽にて処理後、雨水管へ接続します。

他法令関係につきましては、都市計画法に該当し、現在手続き中です。

次に第3項です。

本案件は、第4項と関連案件になります。

お手元の資料12ページから14ページをご参照ください。

資料は位置図、公図、土地利用計画図を添付しております。

本案件は、寄宿舍用地とするため、所有権を移転するものです。

申請土地は、大宮インターチェンジから北東に約3キロメートルに位置する農地です。

農地区分は、農業公共投資の入っていない小集団の生産性の低い

農地であることから、第2種農地と判断しました。

現況は休耕地で、周辺は農地と住宅が混在しております。
排水については、汚水は合併浄化槽にて処理後、水路に放流し、
雨水は貯留浸透槽にて処理後、水路へ放流します。

次に第4項です。

本案件は、第3項と同一権利者による転用事業になります。

お手元の資料12ページ、13ページ、15ページをご参照ください。

資料は位置図、公図、土地利用計画図を添付しております。

本案件は、駐車場用地とするため、所有権を移転するものです。

申請土地は、大宮インターチェンジから北東に約3キロメートルに位置する農地です。

農地区分は、農業公共投資の入っていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。

現況は休耕地で、周辺は農地と住宅が混在しております。

被害防除は、ブロックを設置し、土砂の流出を防止します。

排水については、雨水を自然浸透で処理します。

次に第5項です。

お手元の資料16ページから18ページをご参照ください。

資料は位置図、公図、土地利用計画図を添付しております。

本案件は、太陽光発電施設用地とするため、地上権を設定するものです。

申請土地は、大宮インターチェンジから北東に約2.5キロメートルに位置する農地です。

農地区分は、市街地の区域等から500メートル以内の農地で、10ヘクタール未満の広がりであることから、第2種農地と判断しました。

現況は休耕地で、周辺は農地と住宅が混在しております。

排水については、雨水を自然浸透で処理します。

他法令関係につきましては、再生可能エネルギー特別措置法に該当し、認定済です。

次に第6項です。

本案件は、第7項と一体案件ですので、一括してご説明いたし

ます。

お手元の資料 19 ページから 21 ページをご参照ください。

資料は位置図、公図、土地利用計画図を添付しております。

本案件は、太陽光発電施設用地とするため、所有権を移転する
ものです。

申請土地は、J R 誉田駅から東に約 1 キロメートルに位置する
農地です。

農地区分は、駅から 1 キロ以内の農地であることから、第 2 種
農地と判断しました。

現況は休耕地で、周辺は農地と住宅が混在しております。

排水については、雨水を自然浸透で処理します。

他法令関係につきましては、再生可能エネルギー特別措置法に
該当し、認定申請中です。

次に第 8 項です。

本案件は、第 9 項及び第 10 項と一体案件ですので、一括して
ご説明いたします。

お手元の資料 19 ページ、20 ページ、22 ページをご参照く
ださい。

資料は位置図、公図、土地利用計画図を添付しております。

本案件は、太陽光発電施設用地とするため、所有権を移転する
ものです。

申請土地は、J R 誉田駅から東に約 1 キロメートルに位置する
農地です。

農地区分は、駅から 1 キロ以内の農地であることから、第 2 種
農地と判断しました。

現況は休耕地で、周辺は農地と住宅が混在しております。

排水については、雨水を自然浸透で処理します。

他法令関係につきましては、再生可能エネルギー特別措置法に
該当し、認定申請中です。

次に第 11 項です。

本案件は、第 12 項と一体案件ですので、一括してご説明いた
します。

お手元の資料 23 ページから 25 ページをご参照ください。

資料は位置図、公図、土地利用計画図を添付しております。

本案件は、建売分譲住宅用地とするため、所有権を移転するものです。

申請土地は、京成おゆみ野駅から南東に約800メートルに位置する農地です。

農地区分は、駅から1キロ以内の農地であることから、第2種農地と判断しました。

被害防除は、ブロックを設置し、土砂の流出を防止します。

排水については、汚水は汚水管に接続し、雨水は浸透槽にて処理後、オーバーフロー分を側溝へ接続します。

次に第13項です。

お手元の資料26ページから28ページをご参照ください。

資料は位置図、公図、土地利用計画図を添付しております。

本案件は、太陽光発電施設用地とするため、地上権を設定するものです。

申請土地は、大宮インターチェンジから西に約800メートルに位置する農地です。

農地区分は、水道管、下水道管が埋設された道路の沿道の区域で、申請地から500メートル以内に小学校と中学校があることから第3種農地と判断しました。

現況は休耕地で、周辺は農地と住宅が混在しております。

被害防除は、盛土を設置し、土砂の流出を防止します。

排水については、雨水を自然浸透で処理します。

他法令関係につきましては、再生可能エネルギー特別措置法に該当し、認定済です。

次に第14項です。

お手元の資料29ページをご参照ください。

本案件は、専用住宅用地とするため、所有権を移転するものです。

申請土地は、千葉都市モノレールみつわ台駅から東に約500メートルに位置する農地です。

農地区分は、駅から1キロ以内の農地であることから、第2種農地と判断しました。

排水については、汚水は汚水管に接続し、雨水は貯留浸透槽にて処理後、オーバーフロー分を側溝へ接続します。

他法令関係につきましては、都市計画法に該当し、現在手続き中です。

次に第15項です。

お手元の資料30ページをご参照ください。

本案件は、駐車場用地とするため、所有権を移転するものです。

申請土地は、千葉北インターチェンジから北東に約1.5キロメートルに位置する農地です。

農地区分は、農業公共投資の入っていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。

排水については、雨水を自然浸透で処理します。

次に第16項です。

お手元の資料31ページをご参照ください。

本案件は、資材・車両置場用地とするため、所有権を移転するものです。

申請土地は、千葉東インターチェンジから北東に約400メートルに位置する農地です。

農地区分は、農業公共投資の入っていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。

被害防除は、ブロックを設置し、土砂の流出を防止します。

排水については、雨水を自然浸透で処理します。

事前審査第2班としましては、申請内容等に特に問題はないものと判断し、許可相当と意見決定いたしました。

説明は以上でございます。

議長
(長谷部会長)

ありがとうございました。

ただいまの、事前審査第2班班長の説明について、質問、意見等ありましたら、挙手をもってお願いします。

清宮委員

第7項から第10項は代表取締役が同じですが、第7項と第8項以降では法人名が異なります。

別法人が事業を行うとした理由はあるのでしょうか。

事務局

一つの法人が大規模な事業計画を実施するより、別々の法人で

個別に事業計画を展開する方が法人として利益があると判断したと思われます。

議長
(長谷部会長)

他に質問、意見等ないようですので、採決いたします。
事前審査第2班班長の説明のとおり、許可することに賛成の方は、挙手願います。

議長

——— 挙手 ———

議長
(長谷部会長)

賛成全員でございますので、議案第3号は許可と決定いたします。

次に議案第4号「相続税の納税猶予に関する特例農地の利用状況確認について」を上程いたします。

事前審査第2班班長、ご説明願います。

事前審査第2班
(橋本班長)

ご説明いたします。

議案書の12ページをご覧ください。

第1項から第3項まで、すべて、千葉西税務署管内の20年経過予定案件です。

第1項です。

花見川区柏井町在住の農業相続人が、納税猶予の適用を受けている同区同町の畑4筆、合計面積5,606平方メートルについて、すべて自ら耕作の用に供していることを、10月17日の現地調査により、岩井推進委員に確認していただきました。

第2項です。

花見川区柏井町在住の農業相続人が、納税猶予の適用を受けている同区同町の畑1筆、合計面積557平方メートルについて、すべて自ら耕作の用に供していることを、10月17日の現地調査により、岩井推進委員に確認していただきました。

第3項です。

花見川区武石町在住の農業相続人が、納税猶予の適用を受けている同区同町の畑3筆、同区幕張町の畑5筆、合計面積6,340平方メートルについて、すべて自ら耕作の用に供していること

を、9月26日の現地調査により、笠川推進委員に確認していただきました。

事前審査第2班といたしましては、特に問題ないものと判断し、確認書を発行することについて、承認相当と意見決定いたしました。

以上でございます。

議長
(長谷部会長)

ただいまの、事前審査第2班班長からの説明について、質問、意見等がありましたら、挙手をもってお願いいたします。

議場

——— 質問・意見等なし ———

議長
(長谷部会長)

質問、意見等ないようですので、採決いたします。
事前審査第2班班長の説明のとおり、承認することに賛成の方は、挙手願います。

議場

——— 挙手 ———

議長
(長谷部会長)

賛成全員でございますので、議案第4号は、承認と決定いたします。

次に議案第5号「生産緑地に係る農業の主たる従事者証明願について」を上程いたします。

事前審査第2班長、ご説明願います。

事前審査第2班
(楢本班長)

ご説明いたします。
議案書の14ページをご覧ください。
第1項です。

中央区浜野町に在住の方ほか1名が所有している、同町の田6筆、畑5筆、面積2,975平方メートルについて、当該農地を賃借している買取り申出者の親戚が、農業の主たる従事者であったことを、10月30日の現地調査により、長谷川推進委員に確認していただきました。

買取り申出の事由は、農業従事者の「故障」によるものです。
事前審査第2班といたしましては、特に問題はないものと判断

	<p>し、証明書を発行することについて、承認相当と意見決定いたしました。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長 (長谷部会長)	<p>ただいまの、事前審査第2班長からの説明について、質問、意見等がありましたら、お願いいたします。</p>
議場	<p>———— 質問・意見等なし ————</p>
議長 (長谷部会長)	<p>質問、意見等ないようですので、採決いたします。</p> <p>事前審査第2班長の説明のとおり、承認することに賛成の方は、挙手願います。</p>
議場	<p>———— 挙手 ————</p>
議長 (長谷部会長)	<p>賛成全員でございますので、議案第5号は、承認と決定いたします。</p> <p>次に議案第6号「千葉市農用地利用集積計画（案）の決定について」を上程いたします。</p> <p>それでは、事前審査第2班長、ご説明をお願いします。</p>
事前審査第2班 (橋本班長)	<p>ご説明いたします。</p> <p>本案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市長より農業委員会に対して、農用地利用集積計画案の適否についての判断を依頼されたものです。</p> <p>議案書の15ページをご覧ください。</p> <p>第1項は、緑区中西町在住の農家の方が、佐倉市染井野在住の方の所有する緑区中西町の田1筆、面積3,018平方メートルに賃貸借権を再設定するもので、設定期間は20年、権利者の作付品目は「水稻」です。</p> <p>なお、権利者は、現在59歳ですが、自身が耕作可能な限りは耕作するとして、長期間の権利設定となりました。</p> <p>第2項から18ページの第8項は、権利者が同一のため一括してご説明します。</p> <p>旭市蛇園の農地所有適格法人が、緑区大椎町在住の方、他8名</p>

の所有する緑区大木戸町の畑13筆、合計面積24,514平方メートルに賃借権を設定するもので、設定期間は6年、作付品目は「デントコーン」で、自社が経営する酪農に供するものです。

19ページをご覧ください。

第9項は、若葉区中野町在住の方所有の同町の畑1筆、面積1,983平方メートルを同町在住の農家の方に所有権を移転するもので、対価は百万円です。権利者は高齢ですが、後継者として息子さんが従事しております。

第10項及び第11項は、農地中間管理機構の千葉県園芸協会が実施する農地中間管理事業に係る案件のため、一括してご説明します。

千葉県園芸協会が緑区高田町在住の方2名の所有する畑5筆、合計面積6,817平方メートルに使用貸借権または賃借権を設定するもので、設定期間は第10項が10年、第11項が5年です。

第10項及び第11項は、農地中間管理機構が作成する議案第7号の「農用地利用配分計画案」に基づいて、千葉県の認可を経て貸付けられます。

第1項から第11項の合計面積は、36,332平方メートルです。

本計画(案)は、本市において基本構想に適合するとともに、権利者が経営農地の全てを効率的に利用し、必要な農作業に常時従事するものとして作成されたものです。

事前審査第2班といたしましても、利用権の受け手要件に適合し、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると判断されるため、決定相当と意見決定いたしました。

説明は以上でございます。

議長
(長谷部会長)

ありがとうございました。

ただいまの、事前審査第2班の説明について、質問、意見等ございましたら挙手をもってお願いします。

議場

——— 質問・意見等なし ———

議長
(長谷部会長)

質問、意見等ないので、採決いたします。

事前審査第2班の説明のとおり、決定することに賛成の

方は、挙手願います。

議場

—— 挙 手 ——

議長
(長谷部会長)

賛成全員でございますので、議案第6号は、原案どおり決定といたします。

次に、議案第7号「農用地利用配分計画案に係る意見について」を上程いたします。

事前審査第2班長、ご説明をお願いします。

事前審査第2班
(橋本班長)

ご説明いたします。

議案書の21ページをお願いします。

本案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、市長より農業委員会に対して、農用地利用配分計画案についての意見を求められたものです。

本案件の説明に入る前に農地中間管理事業について、説明させていただきます。

農地中間管理事業による農地の貸し借りを成立させるため、貸し手と機構、機構と借り手の2段階の貸し借りの手続きを行います。

議案第6号第10項、第11項は前半の手続きで、これから説明するのは後半の手続きに関するものです。

本案件は、農地中間管理事業の実施により、議案第6号第10項、第11項でご審議いただきました中間管理権取得予定農地を、農地中間管理機構である千葉県園芸協会が、経営規模の拡大を希望する担い手へ貸し付けるため、市長が農業委員会に対して、農用地利用配分計画(案)について、意見を求めるものです。

意見聴取後、農用地利用配分計画の県の認可を受け、機構と借り手の貸借が成立します。

第1項及び第2項は、権利者が同一のため一括してご説明します。

緑区高田町の畑5筆、合計面積6,817平方メートルを、富里市立沢の農地所有適格法人に使用貸借権または賃借権を設定するもので、期間は、第1項が県の認可・公告の日から令和11年11月30日までの約10年間、第2項が県の認可・公告の日

	<p>から令和6年11月30日までの約5年間、権利者の作付品目は「コマツナ」です。</p> <p>本案件は、「農地中間管理事業の推進に関する法律」第18条第4項各号に規定する要件を満たしているものと判断いたします。</p> <p>議案第7号の説明は以上でございます。</p>
議長 (長谷部会長)	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいまの、事前審査第2班の説明について、質問、意見等ございましたら挙手をもってお願いします。</p>
議場	<p>———— 質問・意見等なし ————</p>
議長 (長谷部会長)	<p>質問、意見等ないようですので、採決いたします。</p> <p>農用地利用配分計画について、「意見なし」と決定することに賛成の方は、挙手願います。</p>
議場	<p>———— 挙 手 ————</p>
議長 (長谷部会長)	<p>賛成全員でございますので、議案第7号は、「意見なし」と決定いたします。</p>
事務局	<p>以上で審議案件は終了しましたので、報告案件について、第1号から7号までを一括して上程いたします。</p> <p>事務局より説明願います。</p> <p>報告案件についてご説明いたします。</p> <p>議案書の22ページをご覧ください。</p> <p>報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」は、相続等による農地の権利を取得した旨の届出があったもので、議案書の23ページまでに3件ございました。</p> <p>添付書類も含め完備しておりましたので、全項受理通知書を交付いたしました。</p> <p>議案書の24ページをご覧ください。</p>

報告第2号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出について」は、市街化区域内の農地を転用するため、その旨の届出があったもので、5件ございました。

内容につきましては、記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しておりましたので、全項受理通知書を交付いたしました。

議案書の25ページをご覧ください。

報告第3号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」は、土地所有者以外の者が市街化区域内の農地を転用するため、その旨の届出があったもので、議案書の30ページまでに42件ございました。

内容につきましては、記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しておりましたので、全項受理通知書を交付いたしました。

議案書の31ページをご覧ください。

報告第4号「農地法第5条の規定による許可処分の取消願について」は、議案書の34ページまでに4件ございました。

許可処分を受けた当事者が当該許可処分の取消を受けようとするもので、4件ございました。

添付書類も含め、完備しておりますので取消許可指令書を交付いたしました。

議案書の35ページをご覧ください。

報告第5号「農地法第18条第6項の規定による通知について」は、農地所有者と借り手の耕作者の双方の合意による賃貸借の解約について農業委員会に通知するもので、2件ございました。

添付書類も含め完備しておりましたので、通知を受理いたしました。

議案書の36ページをご覧ください。

報告第6号「地目変更登記に係る照会に対する回答について」は、7件ございました。

申請地の現況について、農地であるか非農地であるか法務局か

ら照会があったもので、農業委員による現地調査を行った結果、いずれも、内容につきましては、記載のとおりであり、法務局に回答済みでございます。

議案書の37ページをご覧ください。

報告第7号「現況確認書（非農地証明）について」は、申請地の現況について、農地法上の農地等に該当しないことについて、証明願があったもので、1件ございました。

農業委員による現地調査を行いました結果、内容につきましては記載のとおりであり、確認書を発行済みです。

報告案件につきましては以上でございます。

議長
(長谷部会長)

ただいまの報告第1号から第7号について、質問、意見等ございましたらお願いいたします。

清宮委員

第4号は許可処分の取消願ですが、当初許可が平成27年度に行われたものです。

今回、許可が取り消されたことにより、当初行われた売買契約や金銭の授受はどのような手続きになったのか教えてください。

事務局

所有権移転登記については錯誤を原因とし、抹消済みであり権利回復がされています。

今後事業が行われる見込みがないことから、許可処分を取り消しました。

清宮委員

事業ができなくなったので、許可を取り消すのは仕方ないと思いますが、すんなり認めてしまうことには疑問を感じます。

事務局

許可申請時に転用事業の実施可能性については審査しておりましたが、その後の資金計画の変動により事業実施が困難になりました。

実施されることのない転用許可をそのままにしておくことは、法的に不安定な状態に置かれます。

まずは、許可処分を取り消して、土地所有者の方には農地の活用方法を改めて検討していただくことが適当であると判断しました。

県農業会議の諮問事案については、今月より貸借対照表を提出させることにより、資金計画の確認を強化することになりました。

これに倣い、本市の許可事案についても適宜事業規模に応じた資金計画の審査を進めて参ります。

横山委員

関連して、同号についてですが現況荒地となっている農地を農業委員会はどのように、フォローしていきますか。

農地性の回復に向けて、積極的な策を講じた方が良いのではないのでしょうか。

事務局

この農地が元の地権者に戻されることとなりますので、例えば農地銀行に登録するといった働きかけをするなど、地権者の方の意向に沿った形で、今後活用方法をご案内していくことになるかと思えます。

議長
(長谷部会長)

他に質問、意見等ないようです。

これらは報告案件でございますので、ご承認いただきたいと存じます。

以上をもちまして、令和元年度第8回千葉市農業委員会総会を閉会いたします。

委員の皆様には、大変お忙しい中、慎重審議を賜りまして、ありがとうございました。

閉 会 （ 午前11時00分 ）